

最高裁秘書第1322号

令和3年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月5日付け（同月7日受付、第030051号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

家庭裁判所出張所設置規則の改正内容について（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(昭和六二・一一・四総一印)

家庭裁判所出張所設置規則の改正内容について

簡易裁判所の廃止と家裁出張所設置規則との関係

廃止簡裁一二三府のうち家裁出張所が併設されている府は次の三七府である。

* 烏山	山崎	* 関	羽昨	朝日	氷見	加計	因島	* 甲山	油木	美祢
久賀	備前	井原	美作	黒坂	豊前	* 大瀬戸	* 国東	宇佐	* 三重	
* 矢部	大根占	志津川	喜多方	村山	* 濱棚	羽幌	厚岸	十勝池田		
広尾	大内	本山	赤岡	窪川	宿毛	野村				

* は分割統合府

以上三七府の併設家裁出張所を廃止するため、家庭裁判所出張所設置規則の別表から各府の記載を削除すべきことになる。これらの府については、係属中の事件等の引継先となる受入府（簡裁の場合と同様に所在地を管轄する府。）に関する経過規定（附則第2項）が必要である。

なお、加計簡裁の受入府である可部簡裁には家裁出張所が併設されていないので、広島家裁加計出張所の受入府は本府となる。可部から本府までは交通至便（約一時間）であり、加計から本府までも約二時間と特別に交通事情が悪いわけで

はないので、可部に出張所を新設する必要はないと考えられる。

前記三七庁の外に廃止簡裁の管轄区域を管轄する家裁出張所として、横浜家裁相模原出張所（津久井簡裁）と佐賀家裁鹿島出張所（白石簡裁）があるので、これらの出張所の管轄区域欄から廃止簡裁に関する記載を削除する。

二 簡裁の管轄区域の変更と家庭裁判所出張所設置規則との関係

簡裁の管轄区域が縮小する九庁の中で、家裁出張所が併設されているのは、角館のみであり、同家裁出張所については管轄区域が縮小される。また、新島簡裁の管轄区域は伊豆大島出張所の、岩見沢簡裁の管轄区域は夕張出張所のそれぞれ管轄区域であるので、新島簡裁の管轄区域の一部が東京簡裁に、岩見沢簡裁の管轄区域の一部が滝川簡裁にそれぞれ変更されるのに伴い、伊豆大島出張所及び夕張出張所の管轄区域も縮小される。

これらは家裁出張所設置規則には現れないが、係属中の事件について、支部の場合と同様の経過規定（附則第3項）を置く。

三 家裁出張所の表示の変更

福島家裁棚倉出張所の表示が棚倉とされているのを管轄法及び支部設置規則に合せて改める。